

国立大学法人 東北大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし。	}
理事		改定なし。	
理事(非常勤)		改定なし。	
監事		改定なし。	
監事(非常勤)		改定なし。	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 22,542	千円 15,612	千円 6,380	千円 468 (調整手当) 82 (寒冷地手当)		
理事 (6人)	千円 98,015	千円 66,714	千円 27,321	千円 2,710 (調整手当) 344 (通勤手当) 535 (単身赴任手当) 391 (寒冷地手当)	17.4.1 3名	
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,300	千円 3,300	千円 0	千円 0		
監事 (1人)	千円 13,623	千円 9,396	千円 3,840	千円 281 (調整手当) 24 (通勤手当) 82 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,604	千円 2,604	千円 0	千円 0		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円 (58,747) 1,487	年 月 (39 0) 1 0	17. 3. 31	—	支給額は、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができるが、平成16事業年度に係る業務の進行状況を参考とし、増額、減額とも行っていない。
理事B	千円 (55,655) 1,487	年 月 (33 6) 1 0	17. 3. 31	—	支給額は、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができるが、平成16事業年度に係る業務の進行状況を参考とし、増額、減額とも行っていない。
監事	千円	年 月			該当者なし

注:理事A・Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成17年9月28日閣議決定)を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給、特別昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
特別昇給	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合には、上位の号俸に昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
特別手当	特に本学に顕著な貢献があると認める者には、特別手当を支給することができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

入試業務手当及び学位論文審査手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	4,044	43.8	7,366	5,366	67	2,000
事務・技術	1,116	43.0	5,723	4,206	95	1,517
教育職種 (大学教員)	2,109	46.1	8,890	6,418	59	2,472
医療職種 (病院看護師)	595	37.0	5,404	4,044	37	1,360
技能・労務職種	30	55.2	5,675	4,168	87	1,507
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	3	50.8	8,020	5,860	60	2,160
医療職種 (病院医療技術職員)	172	40.8	5,606	4,128	69	1,478
指定職種	15	58.6	16,192	11,639	51	4,553
教育職種 (年俸職員)	4	51.3	8,908	8,908	88	0

非常勤職員	289	41.7	4,035	3,130	79	905
事務・技術	121	47.2	3,744	2,745	92	999
教育職種 (大学教員)	64	38.8	5,946	4,318	67	1,628
医療職種 (病院医師)	38	37.1	2,837	2,837	40	0
技能・労務職種	26	43.8	3,770	2,762	95	1,008
医療職種 (病院医療技術職員)	11	30.4	3,534	2,600	99	934
研究支援職種	10	38.9	4,368	4,368	52	0
研究補助職種	19	31.7	2,322	2,322	98	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

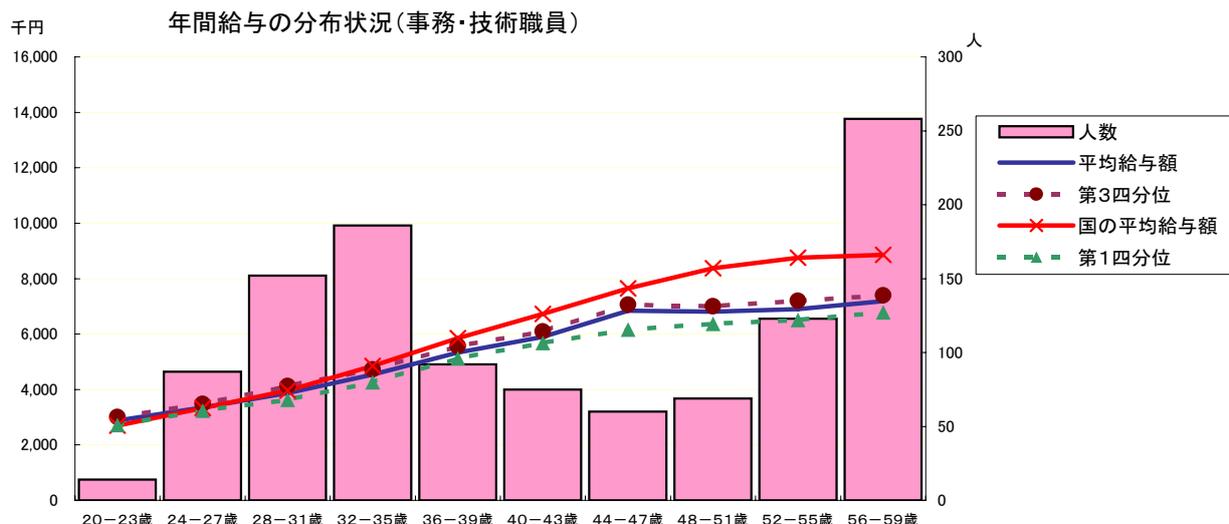
注2: 常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3: 非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示す。

注4: 「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は該当者がいないため記載を省略した。

注5: 常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」及び非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])

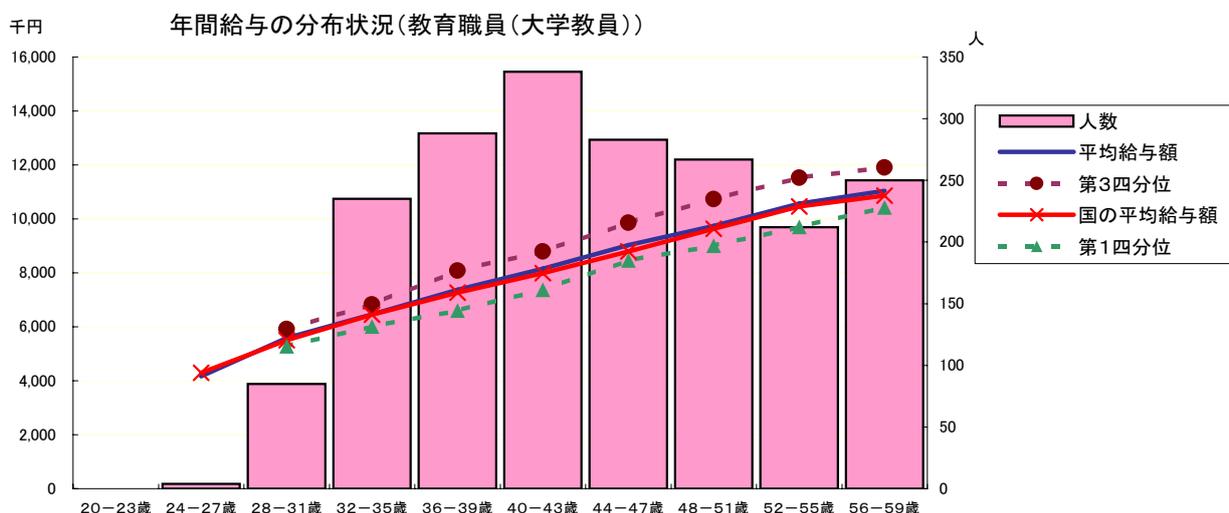


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	56.0	9,917	10,766	11,546		
課長	48	54.7	8,019	8,413	8,655		
課長補佐	81	54.2	7,123	7,319	7,525		
係長	489	49.4	5,822	6,372	6,982		
主任	152	40.1	4,487	5,125	5,733		
係員	339	30.4	3,416	3,867	4,199		

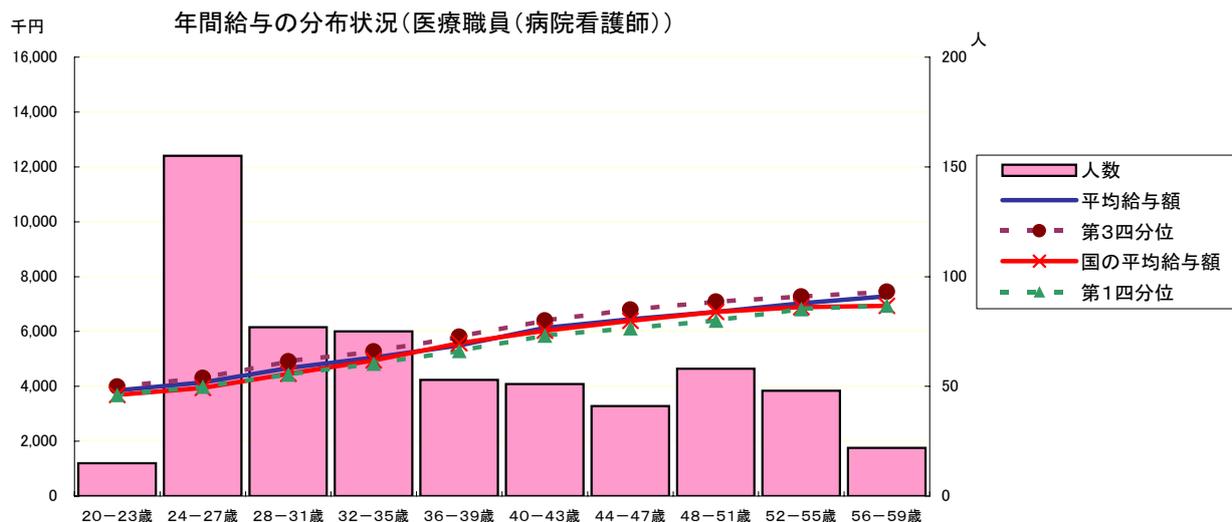
注:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。



注:年齢24～27歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1分位及び第3分位は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	730	53.8	10,429	11,076	11,651		
助教授	544	45.1	8,344	8,745	9,306		
講師	146	43.5	7,562	8,207	8,971		
助手	689	39.3	6,127	6,651	7,290		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第3分位 千円	第1分位 千円
代表的職位							
看護部長	1		—	—		—	—
副看護部長	5	56.9	7,467	8,294	7,913	8,294	8,294
看護師長	43	51.6	7,026	7,312	7,136	7,312	7,312
副看護師長	107	45.8	6,108	6,981	6,535	6,981	6,981
看護師	433	32.9	4,175	5,378	4,860	5,378	5,378
准看護師	6	53.2	5,410	5,770	5,523	5,770	5,770

注:看護部長は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長補佐	課長	課長
人員 (割合)	1,116 人 ()	110 人 (9.9%)	292 人 (26.2%)	442 人 (39.6%)	193 人 (17.3%)	56 人 (5.0%)	17 人 (1.5%)
年齢(最高～最低)		31～20 歳	58～27 歳	59～30 歳	59～44 歳	59～46 歳	59～35 歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,956 ～1,941 千円	4,445 ～2,470 千円	5,507 ～2,507 千円	5,892 ～4,637 千円	6,320 ～5,109 千円	7,518 ～5,556 千円
年間給与額(最高～最低)		3,917 ～2,641 千円	5,883 ～3,378 千円	7,344 ～3,420 千円	8,008 ～6,395 千円	8,489 ～7,150 千円	10,110 ～7,641 千円
区分	計	7級	8級	9級	10級		
標準的な職位		部長	部長	総長主席補佐	総長主席補佐		
人員 (割合)		4 人 (0.4%)	1 人 (0.1%)	1 人 (0.1%)	0 人 (0.0%)		
年齢(最高～最低)		59～51 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳		
所定内給与年額(最高～最低)		8,315 ～7,074 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円		
年間給与額(最高～最低)		11,546 ～9,917 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円		

注:8級及び9級における該当者が各々1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	2,109 人 ()	689 人 (32.7%)	146 人 (6.9%)	544 人 (25.8%)	730 人 (34.6%)
年齢(最高～最低)		62～26 歳	62～30 歳	62～29 歳	65～37 歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,519 ～2,988 千円	7,913 ～3,915 千円	7,665 ～3,977 千円	9,976 ～5,646 千円
年間給与額(最高～最低)		8,535 ～3,947 千円	10,240 ～5,475 千円	10,531 ～5,571 千円	14,380 ～7,551 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	595 人 ()	6 人 (1.0%)	433 人 (72.8%)	111 人 (18.7%)	39 人 (6.6%)	5 人 (0.8%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		56～50 歳	59～23 歳	57～32 歳	59～42 歳	59～52 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,343 ～3,858 千円	5,541 ～2,589 千円	6,084 ～3,587 千円	5,866 ～4,589 千円	6,355 ～5,218 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		5,856 ～5,172 千円	7,453 ～3,480 千円	8,147 ～4,769 千円	8,101 ～6,394 千円	8,622 ～7,397 千円	～ 千円

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)		人 1 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.9	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.1	% 33.7
	最高～最低	% 46.4～31.5	% 42.6～28.8	% 44.4～30.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.4	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.6	% 32.0
	最高～最低	% 36.4～30.6	% 37.0～27.8	% 36.1～29.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 68.0	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 32.0	% 33.4
	最高～最低	% 45.7～31.9	% 42.5～29.1	% 44.0～30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.3	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.7	% 32.0
	最高～最低	% 49.6～27.4	% 45.8～27.8	% 47.6～28.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 62.8	% 61.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 37.2	% 38.2
	最高～最低	% 46.2～33.3	% 42.6～33.3	% 44.2～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.9	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.1	% 32.5
	最高～最低	% 36.4～30.2	% 33.8～27.9	% 34.8～29.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職種)

対国家公務員(行政職(一))
 対他の国立大学法人等

86.3
98.5

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))
 対他の国立大学法人等

101.5
100.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
 対他の国立大学法人等

102.4
105.0

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 36,412,409	千円 36,704,340	千円 (%) △ 291,931 (△ 0.8)	千円 (%) △ 291,931 (△ 0.8)
退職手当支給額 (B)	千円 4,257,864	千円 4,789,554	千円 (%) △ 531,690 (△ 11.1)	千円 (%) △ 531,690 (△ 11.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,604,168	千円 5,741,764	千円 (%) 862,404 (15.0)	千円 (%) 862,404 (15.0)
福利厚生費 (D)	千円 5,241,131	千円 5,085,957	千円 (%) 155,174 (3.1)	千円 (%) 155,174 (3.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 52,515,572	千円 52,321,615	千円 (%) 193,957 (0.4)	千円 (%) 193,957 (0.4)

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」は、それぞれ対前年度比「△0.8%」、「0.4%」であり、給与、報酬等支給総額は、職員数の削減により減少しているが、外部資金等により雇用される職員数の増加により最広義人件費は増加している。

なお、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図ることとしている。

また、年功的な給与上昇の抑制と勤務実績の給与への反映拡大を図り、新たな評価の仕組みと処遇の在り方の見直しを進め、能力・実績主義の人事制度の整備を推進する。

- ・平成17年度 給与、報酬等支給総額 36,412,409千円
- ・平成17年度 人件費予算相当額 37,795,850千円

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。